

B 2 - 8

5 年 保 存 ( 常 )  
( 令 和 7 年 12 月 31 日 まで )

F N . B 2 - 2 - 1  
鹿 地 第 1 8 0 号  
令 和 2 年 5 月 2 7 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担当	地域指導係	TEL	
----	-------	-----	--

交番・駐在所連絡協議会実施要綱の解釈及び運用上の留意事項について（通達）

交番・駐在所連絡協議会の実施については、「交番・駐在所連絡協議会実施要綱の改正に伴う解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（平成27年3月16日付け鹿地第138号、以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、このたび、「単位連絡協議会」の設置に関する解釈等を下記のとおり変更したことから、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、本通達は令和2年6月1日から施行し、旧通達は令和2年5月31日限りで廃止する。

## 記

### 1 要綱制定の趣旨

交番、駐在所（警察署所在地及び幹部派出所所在地を含む。以下「交番等」という。）が、地域の安全と平穩の確保に当たるためには、地域住民等の意見、要望等の的確な把握がその前提とならなければならない。

したがって、地域社会における身近な問題の提示、地域住民等との検討及び協議の場として、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を明確に位置付け、その活動を一層効果的に推進していく必要がある。

このため、要綱により連絡協議会設置、運用等に関する規定の整備を図ることとしたものである。

### 2 要綱の解釈及び運用上の留意事項

#### (1) 連絡協議会の目的（第2条関係）

連絡協議会は、所管区内の住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討、協議することにより、安全で平穩な地域社会の実現を図ろうとするものと明確にしたものである。

なお、地域住民「等」とは、地域住民に限らず、所管区内の事業所、所管区内に関係する公的機関、団体等に勤務する者等を含むという趣旨である。

#### (2) 連絡協議会の設置及び組織（第3条関係）

## ア 連絡協議会の設置（第3条第1項関係）

連絡協議会については、地域社会の一体性、共同性に着目して設置することが望ましい。

したがって、原則として、交番等のそれぞれの所管区を単位として設置し、地域社会の多様な意見、要望等をきめ細かく把握して、所管区活動に反映することとしたものである。

「原則として」とは、地域社会の成立状況によっては、第4条第1項で規定する単位連絡協議会を設置することが適切と認められる場合があることを考慮したものである。

## イ 連絡協議会の組織

### (ア) 委員の選定（第3条第3項関係）

広く地域住民等から意見、要望等を聴取するためには、委員を特定の者に限定せず、職業、年齢、性別等を考慮して幅広く選定する必要がある。

この点、長期間特定の者に依存する例も見られるところであり、特段の配慮をする必要がある。

選定する人数については、おおむね10人程度とするが、所管区の実情や当該交番等の勤務体制に応じて加減するものとする。

また、連絡協議会の効果的な運営を図るためには、地域住民、ボランティア団体、自治体等との連携が不可欠であるので、委員のうちおおむね半数程度はコミュニティ・リーダーとしての影響力等を考慮し、次に掲げる者の中から選定するよう配慮すること。

a 自治会、町内会等地域自治組織の役員

b 防犯協会、交通安全協会、ボランティア団体等の公益的な活動を行う団体の関係者

c 自治体又は公的機関の職員

### (イ) 委員の任期（第3条第5項関係）

委員の任期を定めることにより、連絡協議会の活性化を図る趣旨である。

委員の再任を妨げるものではないが、常に連絡協議会の新陳代謝に配慮すること。

### (ウ) 運営担当者等（第3条第6項、第7項、第8項関係）

連絡協議会は、所管区責任に基づき交番等の勤務員全員が一体となって運営に当たることが不可欠であり、また、総括的な責任者を置くことによって対外的な窓口を一体化し、連絡協議会の円滑な運営を図る必要がある。

運営責任者は、交番にあっては交番所長又は交番班長、警察署所在地及び幹部派出所所在地にあっては班長、駐在所にあっては駐在所員（以下「交番所長等」という。）の中から指定することとする。

### (3) 単位連絡協議会（第4条関係）

地域の特性によっては、所管区を分割した連絡協議会の設置や複数の所管区を統合した地域を単位とする連絡協議会の設置がより適切と認められる場合があることを想定したものであり、第3条第1項で規定する連絡協議会の特例である。

第4条第1項の「地域の特性に応じ」とは、地域の一体性、共同性に着目して、地域の実情を踏まえて設置できるという趣旨によるものである。

(4) 職種等連絡協議会（第5条関係）

第3条第1項による所管区を単位とした連絡協議会や第4条第1項による単位連絡協議会のみではその目的を十分に達成し難い場合、目的等を限定した次に掲げる連絡協議会等を別に設置することができるという趣旨である。

ア 住民の入れ替わりが激しい団地、アパート、マンション等における防犯指導等を推進するためのこれらの管理者による連絡協議会

イ 総合的な繁華街・歓楽街対策を推進するためのこれら地域の商店の経営者や雑居ビルの管理者等による連絡協議会

ウ 外国人居住者等の保護対策を推進するための外国人居住者等による連絡協議会

(5) 既存の連絡協議会の見直し

所管区によって、既存の連絡協議会を整理、統合するなど運用の見直しを行うような場合には、あらかじめ委員等に十分その趣旨を説明し、理解と協力が得られるように配慮すること。

(6) 会議の開催（第6条関係）

ア 会議の開催場所

連絡協議会は、委員が少ない場合は交番等に招致し、委員が多い場合は公民館等のコミュニティ施設に招致するなど弾力的方法により実施するものとする。

イ 定期会議の開催（第6条第2項関係）

定期会議は、警察活動の重点及び地域の行事を勘案し、所管区の実情に応じて効果的な時機を選定し、あらかじめ年間計画を策定するなど、年に1回以上開催すること。

なお、連絡協議会は、住民等の意見、要望を的確に把握するために有益な場であることから、各連絡協議会員の意見等を踏まえ、地域の安全と平穏の確保が十分に発揮されるよう従来同様の複数回開催を検討すること。

ウ 臨時会議の開催（第6条第3項関係）

地域で犯罪等が連続的に発生し、住民等に不安が生じている場合などは、情報の正確な伝達、緊急時における連絡方法の確立、必要な協力要請等を行い、地域住民等の不安感の解消に努めるほか、地域住民等とともに対策を検討、協議し、その結果を警察活動に反映するなど、連絡協議会の効果的な開催に努めること。

エ 会議の参加者（第6条第4項関係）

地域警察活動を効果的に推進するためには、会議の構成員のみならず、広く地域住民等の参画を得た開催が望ましいことから、会議については、その議題等に応じて委員以外の地域住民等の参加を求めて開催することとしたものである。

例えば、

(ア) 地域で児童対象の声掛け事案が連続的に発生しているような場合には、学校関係者、PTA等

(イ) 街路灯の設置要望等の環境整備問題については、対象地区の自治会役員や住民等

(ウ) 独居高齢者の安全対策等については、自治体やボランティア団体の関係者等の参加を求めるなど、適宜地域住民等の参画を得て、効果的な会議の開催に努めること。

なお、委員以外の者に会議への参加を要請する場合には、警察署地域課長等の地域警察幹部（以下「地域幹部」という。）と検討し、会議の議題にふさわしい者を選考すること。

(7) 連絡協議事項（第7条関係）

連絡協議会の会議においては、警察からの連絡や地域住民等の意見、要望の聴取のみに終わることなく、相互に必要な検討、協議を通じて地域住民等とともに地域における問題への対応策を見いだすことが必要である。

連絡協議事項としては、地域住民等に身近な犯罪等の防止、その他地域住民の生活の安全と平穏に関する問題を挙げているが、地域住民等からの意見、要望等を踏まえ、

ア 交番等の活動状況

イ 地域住民等に身近な事件、事故等の発生状況

ウ 地域の抱える祭礼等の催事、行事の進め方

等について、具体的な議題を決めて、協議、検討すること。

また、連絡協議会の開催に当たっては、広報紙、統計資料等の効果的な活用に配慮するほか、要望事項等の措置状況については、速やかに参加者に連絡するとともに、当該措置を実施するための時間を要するような問題等については、問題解決活動のテーマに設定し計画的に推進するなど、適切な処理が行われるように配慮すること。

(8) 留意事項（第8条関係）

連絡協議会は、交番等の勤務員が所管区責任に基づいて運営するものであるが、効果的かつ適切な運営を図るためには、警察署及び警察本部の支援活動が不可欠である。

このため、警察署長及び警察本部地域課においても、その推進状況を具体的に把握して、必要な支援措置及び適切な指導を行うとともに、他機関、他部門との連絡調整等については、地域幹部が積極的に行うなど支援体制の確立を図ること。

また、連絡協議会の運営を通じて、交番等の勤務員の自主性、積極性、創造性の伸長と問題解決能力の涵養が図られ、個々の地域警察官の実務能力が向上するよう指導すること。

(9) 報告

連絡協議会の開催結果については、別記様式により、生活安全部地域課地域指導係を経由して速やかに報告すること。

なお、本様式は、1年保存とする。

署 長	副署長	地域交通官	地域課長	課長代理	主任・係	

地域指導係宛

所 属	
報告者	
警 電	

交番・駐在所連絡協議会開催結果報告書

協議会名		施 設 名	
開催日時		開催場所	
出席者数	警察官	人	民間
		人	会議種別
出席警察官名			

協議内容等	
協議事項	備考

区分	要望事項	措置・回答

その他	
-----	--

参考事項（写真添付）		

別添

## 交番・駐在所連絡協議会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡協議会の目的)

第2条 連絡協議会は、交番又は駐在所（警察署所在地及び幹部派出所所在地を含む。以下「交番等」という。）所管区において、地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故、災害（以下「犯罪等」という。）の未然防止、被害の拡大防止及び回復を図り、並びに的確な検挙活動等を行うため、所管区内の住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討、協議し、警察と地域住民等が相互に協力し、もって安全で平穏な地域社会の実現を図ろうとするものである。

(連絡協議会の設置及び組織)

第3条 連絡協議会は、原則として交番等の各所管区を単位として設置するものとする。

2 連絡協議会は、委員及び運営担当者（以下「構成員」という。）をもって構成するものとする。

3 委員は、地域の実情に精通し、かつ、地域住民等からの信望が厚い者の中から、職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く選定するものとする。

4 委員の選定に際しては、他部門と緊密に連携して総合的に決定するものとする。

5 委員の任期はおおむね2年とし、再任を妨げないものとする。

6 運営担当者は、連絡協議会を設置した所管区の勤務員全員をもって充てることとする。また、警察署長（以下「署長」という。）は、交番にあつては交番所長又は交番班長、警察署所在地及び幹部派出所所在地にあつては班長、駐在所にあつては駐在所員を運営責任者として指定することとする。

7 運営担当者は、随時委員その他の参加者を訪問し、必要事項の連絡に当たるものとする。

8 運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努めるものとする。

(単位連絡協議会)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、地域の特性に応じ、所管区を分割して、又は複数の所管区を統合して連絡協議会を設置することがより適切と認められる場合は、当該所管区を分割し又は統合した地域を単位とする連絡協議会を設置することができるものとする。

2 前条第2項から第8項までの規定は、前項の連絡協議会について準用するものとする。

(職種等連絡協議会)

第5条 職種、地区等に着眼して連絡協議会を設置することが効果的と認められる場合は、第3条第1項又は前条第1項の連絡協議会のほか、目的等を限定した連絡協議会を別途設置することができるものとする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は、前項の連絡協議会について準用するもの

とする。この場合において、同条第3項中「職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く」とあるのは、「その目的等に則して」と読み替えるものとする。

(会議の開催)

第6条 連絡協議会（第4条第1項又は前条第1項に定める連絡協議会を含む。）の会議は、定期会議及び臨時会議とする。

2 定期会議は、年1回以上開催するものとする。

3 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど地域の問題解決に必要なが生じた場合に随時開催するものとする。

4 会議は、連絡協議会の構成員のほか、会議の議題等に応じて、随時地域住民及び地域の機関・団体の関係者等の参画を得て開催するものとする。

5 会議の開催に当たっては、関係部門の協力を得るものとする。

(連絡協議事項)

第7条 連絡協議会は、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他地域住民等の生活の安全と平穏に関する問題について連絡をするとともに、意見、要望等を聞いて相互に必要な検討、協議を行うものとする。

(留意事項)

第8条 連絡協議会の開催に当たっては、次の各号に掲げる点に配意して、真に実効が上がるよう努めるものとする。

(1) 警察署地域警察幹部は、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等について、勤務員に事前に十分な指導教養を実施するほか、会議内容及び推進状況を把握し、必要に応じて、他機関との連絡調整や具体的な支援体制をとるなど、適宜適切な措置を執ること。

(2) 前号に定めるもののほか、署長は、必要な場合には他係幹部等を会議に参加させ又は支援させるなど、組織的かつ適切な運営に努めること。

(3) 連絡協議会の開催に当たっては、不偏不党かつ公正を維持するため、その時機の選定に配意するとともに、職務の公正を確保すること。

(4) 生活安全部地域課においては、各警察署における推進状況を把握するとともに、必要な指導を行うこと。